

**令和8年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）の答申について
～教科書調査研究資料及び令和9年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、
都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について～**

令和8年3月26日開催の教育委員会の決定に基づき、「教科書調査研究資料及び令和9年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））」について、東京都教科用図書選定審議会に諮問したところ、令和8年6月2日付けで下記の内容の答申を得た。

記

- 1 「令和9～11年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）」は、調査研究資料として適切であると認められる。
- 2 「令和9年度使用教科書採択について（教科書採択資料）」は、令和9年度に都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書を採択する際の資料として適切であると認められる。
- 3 東京都教育委員会は、上記1及び2の資料を採択に当たっての資料とし、東京都教育委員会の責任と権限において、適正な採択を行うとともに、他の採択権者に対して、上記1の資料を十分に活用するよう指導、助言又は援助を行うこと。

資料の概要について

1 令和9～11年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書））について

特別支援学校及び小・中学校特別支援学級の児童・生徒の障害の実態及び状況の推移を考慮し、各教科の主たる教材として有効かつ適切な採択が行われるよう、一般図書について新たに調査研究を行った。

（1）調査研究の対象とした教科書

- ア 「令和8年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）」に掲載されていない図書で、都立特別支援学校から推薦があった図書
- イ 上記資料に掲載されていない図書で、都内の区市町村教育委員会及び国立・私立学校から東京都教育委員会に需要数報告があった一般図書のうち、特に有益と思われる図書

（2）調査研究の項目

ア 内容について

- ・どのような内容か
- ・学習指導要領の目標に照らして偏りがなく、正確で理解が容易な内容を選んでいるか

イ 構成上の工夫について

- ・全体の構成や各項目の配列にはどのような特徴があるか
- ・表記・表現にはどのような特徴があるか
- ・製本の仕方や耐久性等にはどのような特徴があるか

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究を行った。

2 令和9年度使用教科書採択について（教科書採択資料）

今年度東京都教育委員会が採択する必要がある教科書の種類を、（1）文部科学省検定済教科書、（2）文部科学省著作教科書、（3）学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）に区分するとともに、（1）に関しては、更に以下のとおりに分け、それぞれ採択資料を作成した。

○前回採択時と同一の教科書を採択する必要があるもの

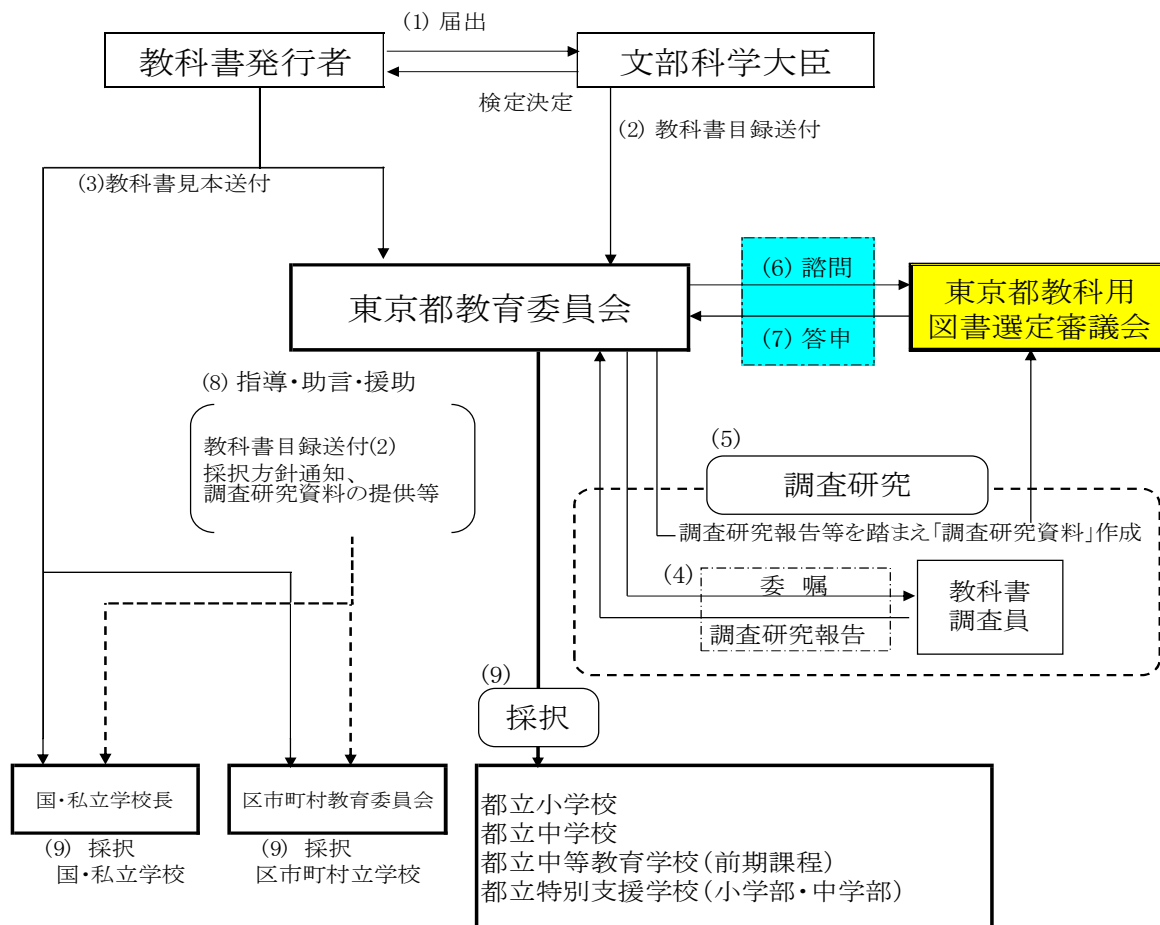
- ・都立小学校、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書
- ・都立特別支援学校（小学部・中学部）用文部科学省検定済教科書

3 資料の取扱い

今後、東京都教育委員会は、上記の教科書調査研究資料及び教科書採択資料等を基に、都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）において使用することが適当と認める教科書を採択する。

義務教育諸学校用教科書採択の概要

1 教科書の採択等の仕組み



2 令和9年度使用義務教育諸学校用教科書採択に関する日程（予定）

- 令和8年4月10日 第1回教科用図書選定審議会答申（報告）
 - ・教科書の採択方針について
- 6月 第2回教科用図書選定審議会答申（報告）
 - ・教科書調査研究資料について
 - ・令和9年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について
- 7月 教科書の採択について（議案）

教科書の検定・採択・使用開始スケジュール

(◎:検定 ●:調査研究・採択 ○:使用開始)

年度(西暦)		H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
小 学 校	検定	◎				◎				◎	
	調査研究・採択	●	●				●				●
	使用開始	○(道徳)	○	○				○			
都立小学校 (R4年度開校)	調査研究・採択				●		●		●(家庭)		
	使用開始					○		○		○(家庭)	
中 学 校	検定	(◎)	◎	◎(歴史)			◎				
	調査研究・採択	●(道徳)	●	●	●(歴史)			●			
	使用開始		○(道徳)	○	○	○(歴史)			○		
一 般 図 書	調査研究・採択		●	●	●	●			●	●	
			2年度使用	3~4年度使用	追補版	5~7年度使用			8年度使用	9~11年度使用	

※()書きは、採択替えの年度であるが、文部科学省の検定に新たに合格した教科書がなかったもの

- (1) 検定は文部科学大臣が行う。採択は、都立学校については東京都教育委員会、区市町村立学校については区市町村教育委員会、国・私立学校については各学校の校長が行う。
- (2) 太線以降は、新学習指導要領(小学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第63号)及び中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)の教育課程の実施に伴う教科書についてである。
- (3) 小学校・中学校用教科書は、法令に基づき、原則として4年ごとに採択替えを行う。その際、調査研究を実施している。
- (4) 一般図書は毎年度採択替えを行える。表中では調査研究を実施する年度を示している。